

岩手県告示第637号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和7年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託

（1） 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者 藤澤和彦ほか535名（別紙のとおり。）

（2） 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市三本柳17地割60番1ほか1,786筆（別紙のとおり。）

2 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託

（1） 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 農事組合法人となんほか551名（別紙のとおり。）

（2） 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市三本柳17地割60番1ほか1,859筆（別紙のとおり。）

3 認可年月日 令和7年11月6日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。